令　和　８　年　１１　月
住 宅 局 建 築 指 導 課

建築士法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

国土交通省は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第３条第２項第１号及び第 39 条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで下記の政令を制定したので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

１．政令の題名

・建築士法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和８年政令第 323 号）
・建築士法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 324 号）

２．意見公募を実施しなかった理由について

本件は、建築士法の一部を改正する法律（令和８年法律第 74 号）の施行期日を定めるもの、及び、同法の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とするものであり、行政手続法第３条第２項第１号及び第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。